

議第 176 号 公の施設の指定管理者の指定について

1 趣旨

児童館（呉市大坪谷児童館）の指定管理者を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 24 条の 2 第 6 項の規定により，あらかじめ呉市議会の議決を経て，指定しようとするものです。

2 公の施設の概要

児童館（全 4 施設）のうちの 1 施設を対象とするものです。

施設名	呉市大坪谷児童館		
施設所在地	呉市阿賀北 3 丁目 1 番 3 号		
設置年月日	昭和 49 年 5 月 1 日		
設置目的	児童に健全な遊びを与えて，その健康を増進するとともに情操を豊かにするための施設として設置する。		
設置条例	呉市児童館条例		
施設規模等	敷地面積	212.13㎡	
	延べ面積	257.15㎡	
	構造・階数	鉄筋コンクリート造，2 階建て	
	主要施設	集会室，遊戯室，図書室，事務室	
利用状況	利用者数	平成 28 年度	4,079 人
		平成 29 年度	3,581 人
		平成 30 年度	2,538 人
指定管理業務に係る主要な決算の状況	平成 30 年度		
	【呉市分】		
	歳入	0 千円	
	歳出	4,725 千円	
	指定管理料	4,725 千円	
	【指定管理者分】		
	収入	4,725 千円	
	支出	4,555 千円	
	※指定管理者の収支決算詳細については，別添「指定管理業務収支状況報告書」（参考資料 1）を参照		
指定管理実績	平成 18 年 4 月 1 日～平成 22 年 3 月 31 日	社会福祉法人呉市社会福祉協議会	
	平成 22 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日	社会福祉法人呉市社会福祉協議会	
	平成 27 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日	社会福祉法人呉市社会福祉協議会	

3 指定管理者の業務の範囲

- (1) 施設の維持及び管理に関する業務
- (2) 児童に健全な遊びを与え、その健康を増進するとともに情操を豊かにすることを目的とした事業に関する業務
- (3) 上記の業務に付随する業務

4 指定期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで（5年間）

5 団体（候補者）の概要

団体名	社会福祉法人呉市社会福祉協議会
団体所在地	呉市中央5丁目12番21号
代表者氏名	会長 中本 克州
設立年月日	昭和42年5月26日
設立目的	呉市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の増進を図ることを目的とする。
基本財産	110,344千円
職員数	288人
役員	会長 中本 克州 副会長 城 健康 古江 由紀枝 原垣内 清治 常務理事 山根 直行 理事 神田 晃典 森本 勝利 山口 幸夫 川畑 勝之 香川 治子 土本 敏明 友井 輝道 隠村 誠二 中野 光明 河野 一美 山田 照枝 奥先 楓 佐藤 光子 川中 克幸 鈴木 孝雄 新田 英樹 玉木 正治 内藤 雅夫 監事 吉井 光廣 中野 正氣
決算	平成30年度 収入 13億2,646万円 支出 12億9,344万円

6 団体（候補者）から提出された事業計画書等の概要

管理運営上の基本方針	地域児童の健全育成に必要な活動を行うとともに、児童が利用しやすい環境の維持向上に努めるなど、地域福祉の向上を図る。
管理運営体制	児童館に2名の非常勤の児童厚生員（うち1名を館長とする。）を置き管理運営を行う。
施設の維持管理	(1) 利用者が施設を快適に利用できるように施設内の点検を日頃から実施し、設備の不具合や故障の早期発見と早期対応に努める。

	(2) 利用者である児童が安全に施設を利用できるよう、緊急時の避難場所の周知や避難訓練を実施し、災害時等の体制の整備に努める。
利用促進の取組	(1) 来館時・退館時に児童一人一人に声を掛けるなど、児童が施設を利用しやすい環境づくりに努める。 (2) 未就園児とその保護者を対象とした集いや、小学生のグループ指導活動を実施し、様々な世代や地域の人と触れ合える活動を実施する。 (3) 利用者である児童が、何に関心を持ち、何を望んでいるかを把握するため、アンケート調査を実施し、児童館の活動に生かしていく。
自主事業その他サービス向上の取組	(1) 地域の関係団体及び学校関係者と意見交換や情報収集を行うとともに児童館長会議を実施し、運営上のアイデア等について情報交換を行い、サービスの維持・向上を図る。 (2) 地域の関係団体や住民と協働で季節色豊かな交流イベントを開催し、地域住民に児童館の活動について理解を深めてもらう。
経費縮減の取組	(1) 社会福祉法人会計基準に従い、適切な経理を行う。 (2) 日常から小さな節約を積み重ねることにより経費を削減し、利用者の協力を得ながら光熱水費の縮減に努める。

7 団体（候補者）から提出された事業計画書の概要

別添「指定管理業務収支計画書」（参考資料2）のとおり

8 選定の理由

当該施設については、地域児童の健全育成を図ることを目的とする児童福祉施設であり、各地域において各種福祉事業を実施し、地域の実態を把握している社会福祉法人呉市社会福祉協議会が管理運営をすることが効果的であるため、公募を行わず同協議会を指定管理者の候補者として選定したものです。